

予納郵便切手の内訳について（福岡簡易裁判所）

R1.10

通常訴訟・少額訴訟・控訴提起事件			
¥500	×	7	= ¥3,500
¥100	×	10	= ¥1,000
¥84	×	5	= ¥420
¥50	×	5	= ¥250
¥20	×	5	= ¥100
¥10	×	15	= ¥150
¥5	×	10	= ¥50
¥2	×	15	= ¥30
※ 当事者双方1人の場合 合計			¥5,500
※当事者1人増すごとに ¥2,178 を加算			
¥500	×	3	= ¥1,500
¥100	×	4	= ¥400
¥84	×	2	= ¥168
¥50	×	2	= ¥100
¥5	×	2	= ¥10
支払督促異議訴訟事件（追納）			
※ おおむね¥4,000程度（担当係から御連絡致します。）			

※ 控訴提起事件、抗告提起事件については、控訴（抗告）裁判所へ記録が送付された後、保管金での納付が可能です。

そ の 他 の 事 件	少額訴訟異議事件			民事調停申立て						
	¥1,089	×	4	= ¥4,356	¥84	×	7	= ¥588		
※ 当事者双方1人の場合 合計			¥4,356	¥20	×	5	= ¥100			
※ 当事者1人増すごとに ¥1,089 × 2 = ¥2,178 を加算				¥10	×	10	= ¥100			
				¥2	×	10	= ¥20			
				¥1	×	6	= ¥6			
支払督促申立て			合計			¥814				
			¥1,099	×	1	= ¥1,099	※ 当事者の人数及び相手方への送付書類の重量に応じて加算			
			¥84	×	1	= ¥84				
※ 債務者1人かつ書類50g以内の場合 合計			¥1,183	抗告提起事件						
※ 債務者1人増すごとに ¥1,099 を加算 ※ 書類が50gを超える場合は重量に応じて加算 ※ <u>切手の他に債務者の数と同数のハガキを添付</u> (あて先に債権者(代理人)の住所と名前を記載したもの)				¥500	×	4	= ¥2,000			
				¥100	×	2	= ¥200			
				¥84	×	2	= ¥168			
				¥50	×	2	= ¥100			
支払督促仮宣申立て						¥20	×	3	= ¥60	
			¥1,099	×	2	= ¥2,198	¥10	×	4	= ¥40
※ 債務者1人かつ書類50g以内の場合 合計			¥2,198	¥5	×	4	= ¥20			
※ 債務者1人増すごとに ¥1,099 を加算 ※ 書類が50gを超える場合は重量に応じて加算 ※ 債権者も特別送達による正本の送付を希望する場合 ※ <u>切手の他に債務者の数と同数のハガキを添付</u> (あて先に債権者(代理人)の住所と名前を記載したもの)				¥2	×	6	= ¥12			
				※ 当事者双方1人の場合 合計			¥2,600			
				※ この予納郵便切手の内訳は、福岡簡易裁判所の取扱いであるため、他の簡易裁判所については個別にお尋ねください。						